

2025年11月

お問い合わせ

マーク・デイビズ
+81 3 4510 5604
mdavies@kslaw.com

伊藤 康太
+81 3 4510 5655
kito@kslaw.com

マイケル・ミード
+81 3 4510 5624
mmeade@kslaw.com

King & Spalding

東京オフィス
〒100-6512
東京都千代田区丸の内1丁目5-1
新丸の内ビル12階
Tel. +81 3 4510 5600

「1つの大きく美しい法案」 (One Big Beautiful Bill Act, OBBBA) による米国のインフレ削減 法 (Inflation Reduction Act of 2022, IRA) の政策変更

はじめに

2025年7月4日、米国独立記念日に、トランプ大統領の署名をもって、その目玉政策である減税法案の「One Big Beautiful Bill Act (OBBBA)」(「1つの大きく美しい法案」)が正式に成立した。これにより、2022年8月16日にバイデン前政権において成立したインフレ削減法¹(Inflation Reduction Act of 2022, IRA)による重要政策が変更されることになる。インフレ削減法は、バイデン政権による経済政策の一つで、気候変動対策や医療費削減、税制改革を含む包括的な法律であったが、上記のOBBBAの成立により、特に米国におけるインフレ削減法関連のエネルギー分野の気候変動対策に係る事業の縮小に繋がることが予想される。本稿では、インフレ削減法におけるエネルギー分野に関する施策の概要と、OBBBAによるこれらの施策への変更点の概要を解説する。

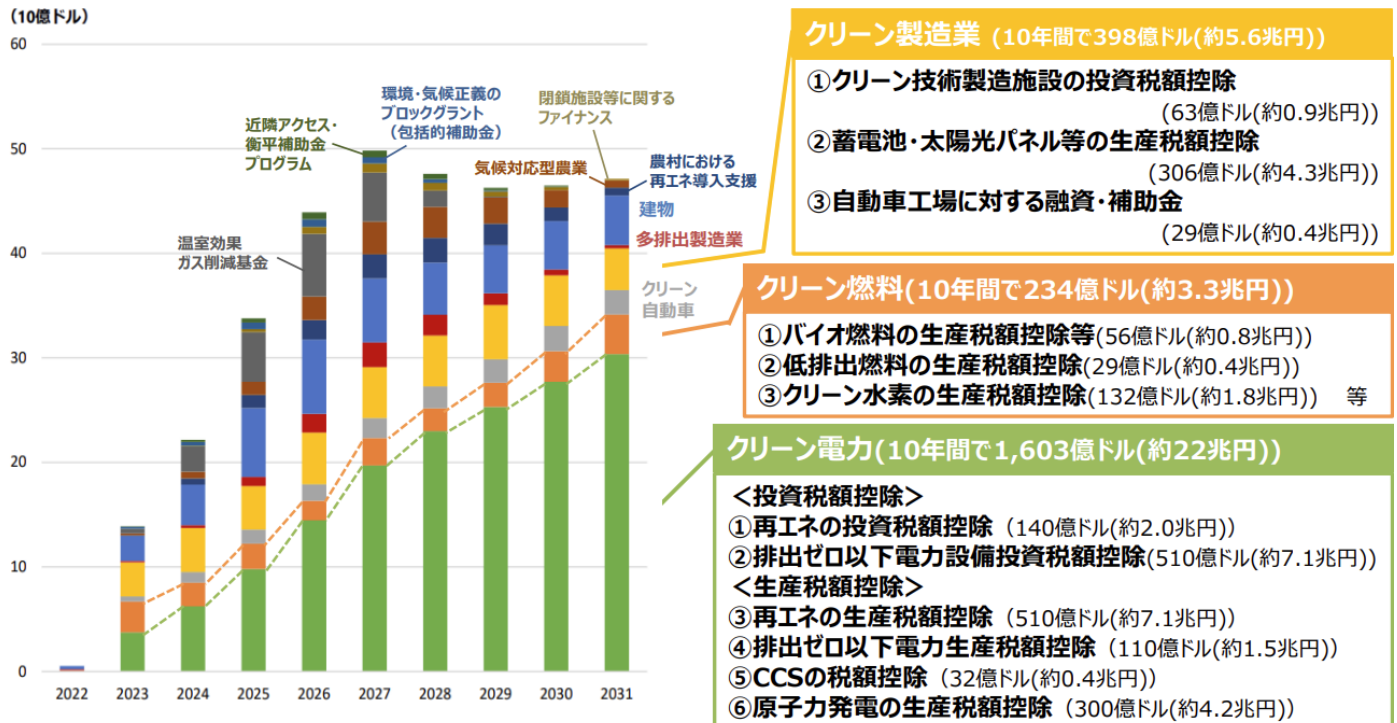
インフレ削減法

インフレ削減法においては、法人税の最低税率の設定と処方箋薬価の引き下げ等によって、財政赤字を約7,370億ドル減らし、それを原資として「エネルギー安全保障と気候変動」の分野における税控除や補助金等を通じて、約3,690億ドルを投じることが企図された。この「エネルギー安全保障と気候変動」対策への投資計画では、10年間にわたり合計3,690億ドル(約52兆円)を、再生可能エネルギーとクリーン燃料への投資拡大、及び電気自動車の普及促進とクリーン製造技術の導入促進に充当するものとされた(下図参照)。この計画は、(i)投資額の最大30%を税額控除する投資税額控除(初期投資支援)と、(ii)エネルギーの生産量に応じ一定額を控除する生産比例税額控除(ライフサイクル全体の投資を促進するランニングコスト支援)といった税額控除の仕組みを利用する点に特徴がある。

¹「インフレ抑制法」と訳出される場合もある。

米国インフレ削減法におけるエネルギー安全保障・気候変動関連投資

エネルギー安全保障・気候変動関連投資について、10年間で3,690億ドル(約52兆円)の支援を措置。



Congressional Budget Office (2022)、電力中央研究所(2022)より作成、1ドル=約140円で計算 8

(出典： 経済産業省企業行動課「諸外国における投資促進政策の状況」8頁, 経済産業省ウェブサイト (https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/corporate_behavior/pdf/001_04_00.pdf)² (令和5年8月4日) より引用)

²以下、本クライアントアラートに引用した全ての同様の出典につき、同様のURLである。

「エネルギー安全保障・気候変動関連投資」に係る主要税制

インフレ削減法に基づき、水素などのクリーンエネルギーを活用する企業を含む特定の対象事業は、税額控除を受ける資格がある。インフレ削減法の制度下における「エネルギー安全保障・気候変動関連投資」に係る主要税制を検討するにあたっては、多岐にわたる事項を考慮する必要があるが、経済産業省が公表している下記の各表（「IRA 主要税制表」）に当該事項がまとめられている。下記の表に示されているとおり、一定の事業や投資についてベースでの控除率が適用され、さらに追加的な要件（実勢賃金要件、国産部素材要件及びエネルギー・コミュニティ要件）を満たせば、追加での控除や他の税金優遇策が適用され得ることになる。

IRAの主要税制（投資・生産比例・購入支援別）

投資税額控除		IRA 条文	IRC 条文	推定額 (億\$)	ベース 控除率	賃金・見習い 満たす場合	国産部素材 満たす場合	エネルギー コミュニティ	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払
発電	再エネ電力	13102	48	140	6%等	5倍	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	○	○	限定
	グリーン電力	13702	48E	509	6%	30%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%	○	○	限定
製造	先端エネルギープロジェクト 詳細はp.12	13501	48C	100 _(上限)	6%	30%	—	優先採択	○	○	限定
他	代替燃料自動車の燃料供給設備	13404	30C	17	6%等	5倍	—	—	一部	○	限定
生産比例税額控除 (投資税額控除との併用は不可)		IRA 条文	IRC 条文	推定額 (億\$)	ベース控除率	賃金・見習い 満たす場合	国産部素材 満たす場合	エネルギー コミュニティ	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払
発電	再エネ電力	13101	45	511	¢0.3/kWh等	5倍	1.1倍	1.1倍	○	○	限定
	グリーン電力	13701	45Y	112	¢0.3/kWh	¢1.5/kWh	1.1倍	1.1倍	○	○	限定
	ゼロエミッション原子力発電	13105	45U	300	¢0.3/kWh等	5倍(賃金のみ)	—	—	○	○	限定
製造	先端製造業 (太陽光発電・風力発電・ インバーター・バッテリー・重要鉱物) 詳細はp.13	13502	45X	306	蓄電池\$35/kWh等	—	—	—	○	○	○
燃料	バイオ・再生可能ディーゼル、代替燃料	13201	40A	56	\$1.0/gallon	—	—	—	○	—	—
	グリーン燃料	13704	45Z	29	¢20/gallon等	5倍	—	—	○	○	限定
	グリーン水素	13204	45V	132	\$0.6/kg(最大)等	5倍	—	—	○	○	○
他	炭素隔離(回収比例)	13104	45Q	32	\$17/ton等	5倍	—	—	○	○	○
購入者向け税額控除等		IRA 条文	IRC 条文	推定額 (億\$)	ベース控除率	賃金・見習い 満たす場合	国産部素材 満たす場合	エネルギー コミュニティ	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払
購入 支援	グリーン自動車	13401	30D	75	最大\$7,500	—	(詳細p.24)	—	一部	—	—
	グリーン中古車	13402	25E	13	費用の40%等	—	—	—	—	—	—
	グリーン商用車	13403	45W	36	費用の15%等	—	—	—	○	—	限定
住居・ ビル 改修	エネルギー効率化住宅改修	13301	25C	125	30%	—	—	—	—	—	—
	住宅用グリーンエネルギー導入	13302	25D	220	30%	—	—	—	○	—	—
	商業ビルのエネルギー高効率化	13303	179D	4	\$0.5/ft ² 等	5倍	—	—	—	—	—
	新エネルギー効率家屋	13304	45L	20	\$500~	5倍(賃金のみ)	—	—	○	—	—

推定額は、CBO "Estimated Budgetary Effects of Public Law 117-169" (2022.9.7)等より作成。

10

(出典：経済産業省企業行動課「諸外国における投資促進政策の状況」10頁より引用³⁾)

³ なお、下記のIRA主要税制表に記載されているIRCとは、アメリカ内国歳入法典 (Internal Revenue Code) を意味する。アメリカ内国歳入法典は、米国の租税通則法と各租税法をすべて統合して一つの租税法とした単一法典の方式をとっており、米国連邦租税は、アメリカ内国歳入法典に基づいて課税及び徴収されている。

実勢賃金及び見習い条項

上記のIRA主要税制表に記載の「賃金・見習いを満たす場合」との欄は、下記の実勢賃金条項及び見習い条項に係る内容を記載しているものであり、関連の税金優遇策の適用を受けるためには、これらの要件を満たす必要がある。当該要件の内容については、下記の表にまとめられている。下記の表のうち、下段は、これらの要件を満たすことが求められる事業や投資を列挙したものである。下記にまとめられている実勢賃金条項については、連邦政府が資金供給する公的プロジェクトに関連する労働者の労働環境保証の一環として、同様の事業・職種の労働者に対する平均賃金を参考にして米国の労働長官が定める“実勢賃金”の支払が義務づけられたことに端を発している。

実勢賃金条項	見習い条項
<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる労働者が、労働長官が定める当該地域における同種の業務の実勢賃金を下回らない賃金を支払われていること。 ※ 要件を満たさない場合、労働者に対して利息含む差分を支払うか、労働者一人あたり5,000ドル（約70万円）を労働長官に支払えば、要件を満たしたもとする。 ※ 意図的に無視したとみなされた場合、労働者に対し実勢賃金との差分の3倍、もしくは、労働者一人あたり10,000ドル（約140万円）を労働長官に支払う必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設・改変・修理にかかる総労働時間の一定割合が見習いにより行われること。（建設開始が23年以前の場合10%、23年中の場合12.5%、それ以降15%） ● 4人以上の労働者を建設・改変・修理のために雇う場合、1人以上の見習いを雇用。 <p>※ 要件を満たさない場合、不足時間数あたり50ドル（約7,000円）を労働長官に支払うことにより、要件を満たしたもとする</p> <p>※ 意図的に無視したとみなされた場合は500ドル/不足時間数を支払う必要。</p>

<実勢賃金条項及び見習い条項が含まれる12の税額控除関連条項（赤：投資、青：生産比例）>

① 特定再エネ生産比例(45)	② 特定再エネ投資(48)	③ CCS CO2回収比例(45Q)	④ 原子力発電生産比例(45U) ※見習い要件なし
⑤ クリーン水素生産比例(45V)	⑥ 商業ビルエネルギー効率向上投資(179D)	⑦ 住宅エネルギー効率向上投資(45L) ※見習い要件なし	⑧ 代替燃料供給設備投資(30C)
⑨ クリーン技術製造投資(48C)	⑩ クリーン電力生産比例(45Y)	⑪ クリーン電力投資(48E)	⑫ クリーン燃料 生産比例(45Z)

出所：上院民主党ホームページ <https://www.democrats.senate.gov/inflation-reduction-act-of-2022> 他
※1ドル=約140円で計算。

26

（出典：経済産業省企業行動課「諸外国における投資促進政策の状況」26頁より一部引用）

国産部素材要件

IRA主要税制表に記載の「国産部素材 満たす場合」との欄については、国産部素材要件を記載しているものであり、下記の表に概要がまとめられている。下記で示されているように、事業に利用する部素材の一定割合以上を米国の国産とする要件を満たすことで、税額控除の恩恵が与えられる制度となった。

対象税制

		IRA	IRC	推定額 (億\$)	ベース 控除率	国産部素材 満たす場合
(1) クリーンエネルギー技術への資金提供と普及促進						
生産	再生電力	13101	45	511	¢0.3/kWh等	1.1倍
投資	再生電力	13102	48	140	6%等	(賃金○)+10% (賃金×)+2%
生産	クリーン電力	13701	45Y	112	¢0.3/kWh	1.1倍
投資	クリーン電力	13702	48E	509	6%	(賃金○)+10% (賃金×)+2%

規定の例

クリーン電力生産比例税額控除 (45Y)

- 米国内で生産された電力のみが対象。
 - 控除額：0.3セント/kWh (①1MW以上の出力要件・②賃金・見習い要件を満たせば1.5セント/kWh)
 - ボーナス：部品の一定以上※を国内で採掘・生産・製造 → 控除額が1.1倍
 - ※ 太陽光：25年1月以前の生産 **40%** (26年12月以降は**55%**となるよう段階的に設定)。
 - ※ 風力：25年1月以前の生産 **20%** (27年12月以降は**55%**となるよう段階的に設定)。
- (銅・鉄等の国内生産により総コスト25%以上増の場合、国産では十分な質と量を合理的に確保できない場合は免除)

28

(出典：経済産業省企業行動課「諸外国における投資促進政策の状況」28頁より一部引用)

エネルギー・コミュニティ要件

IRA主要税制表に記載の「エネルギー・コミュニティ」との欄については、下記のとおり概要がまとめられている。エネルギー・コミュニティとは、石炭など化石燃料関連の産業が主要であった地域等を意味する。当該地域等への再生可能エネルギー・クリーン電力・先端エネルギープロジェクトに対して、優遇支援枠の割当てや税額控除の上乗せを行うものであり、クリーンエネルギーへのトランジションを視野にいれたインセンティブを付与する内容となった。

<エネルギー・コミュニティ：石炭など化石燃料関連の産業が主要だった地域>

以下のいずれかを満たす地域

- i. (環境汚染などの理由で) 利用されなくなった工業用地
- ii. 石炭・石油・天然ガスの抽出・処理・輸送・貯蔵関連で0.17%以上の直接雇用または25%以上の地方税収入がある地域で、前年度の国家平均失業率以上の失業率となっている地域
- iii. 1999年末以降に炭鉱を閉鎖または2009年末以降に石炭火力発電所を閉鎖、またはこれらの地域に隣接する地域



<優遇支援枠の割り当て>

【投資税額控除・先端エネルギープロジェクト (48C)】

IRAで追加された**支援枠100億ドルのうち、40億ドル以上をエネルギー・コミュニティに配分。**

<税額控除の上乗せ>

【投資税額控除 再エネ/クリーン電力 (48/48E)】

エネルギー・コミュニティへの投資かつ賃金条項を満たすと控除率10%ポイント上乗せ。

※賃金要件を満たさない場合は2%ポイント上乗せ。賃金・見習い要件 (控除率5倍) とは別途規定

【生産比例税額控除 再エネ/クリーン電力 (45 / 45Y)】

生産をエネルギー・コミュニティ内で行う場合、控除額を10%上乗せ (控除額1.1倍)。

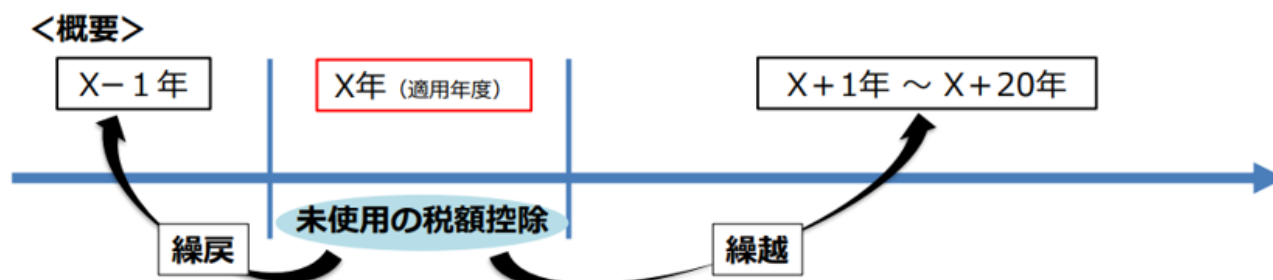
DOE "48C designated energy communities map" <https://www.energy.gov/infrastructure/qualifying-advanced-energy-project-credit-48c-program>

30

(出典：経済産業省企業行動課「諸外国における投資促進政策の状況」30頁より一部引用)

税額控除の繰越

IRA主要税制表に記載の「税控繰越」との欄については、下記のとおり概要がまとめられている。赤字や所得に充当する税額控除の額が、当該年度の課税所得額を超えてしまった場合に、当該利用できなかった税額控除額（未使用の税額控除）（Unused Business Tax Credit）の繰戻及び繰越を認める制度であり、繰戻（carryback）が1年間、繰越（carryforward）が20年間、認められるものであった。



<未使用の税額控除の繰越・繰戻が可能な主な税制>（以下の税額控除など幅広く可能）

(分野)	研究開発	設備投資	人的投資
事例	研究開発税額控除	クリーン水素生産税額控除（IRAの対象）	就業機会税額控除
	炭素隔離税額控除（IRAの対象）	先進製造生産税額控除（IRAの対象）	障害者雇用税額控除
	新クリーン自動車税額控除	再エネ発電税額控除	従業員社会保障税額控除
	希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）税額控除	鉄道のメンテナンス費用税額控除	小企業・スタートアップの年金の費用税額控除
	新エネルギー効率住宅税額控除	先進原子力発電設備生産税額控除	福利厚生の子供預かり費用税額控除

33

（出典：経済産業省企業行動課「諸外国における投資促進政策の状況」33頁より一部引用）

税額控除の譲渡

IRA主要税制表に記載の「税控譲渡」との欄については、一部の事業又は投資における税額控除の譲渡を意味し、下記のとおり概要がまとめられている。納税額自体が少なく税額控除を十分に利用できない企業であっても、現金を対価とする第三者への税額控除の譲渡により税額控除に代わるメリットを享受することができるように制度設計された。

概要

- 税額控除枠の全額ないし、指定した一部の金額を、非関連者に対してのみ譲渡を認めることができる。（関連者（50%超資本関係）への譲渡は認められない。）
- 譲渡は現金を対価として行われる必要がある。
- 税控については売り手の益金不算入・また買手の損金にも不算入となる。
- 税額の譲渡は1回のみ、1回譲渡された税額控除額をさらに譲渡することは出来ない
- 直接支払いの対象主体（非課税主体 / 州またはその下部組織 / テネシー溪谷公社 / インディアン部族政府 / アラスカ先住民公社）は、控除額の譲渡を選択することが出来ない。
- 納税者は控除が確定した課税年度に係る税務申告の期限までに、譲渡を選択する必要がある。

対象税制（IRAのほとんどの投資・生産比例税額控除が対象）

		税額控除	IRC 条文	税控 繰越	税控 譲渡	直接 支払
投資	発電	再エネ事業投資	48	○	○	△
		クリーン電力投資	48E	－	○	△
	製造	先端エネルギープロジェクト	48C	○	○	△
	他	代替燃料自動車の燃料供給設備	30C	一部	○	△
生産 比例	発電	再エネ電力生産	45	○	○	△
		クリーン電力生産	45Y	－	○	△
		ゼロエミッション原子力発電	45U	－	○	△
	製造	先端製造業生産（太陽光発電・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物）	45X	○	○	○
	燃料	クリーン燃料生産	45Z	－	○	△
		クリーン水素生産	45V	○	○	○
	他	炭素隔離生産	45Q	○	○	○

36

（出典：経済産業省企業行動課「諸外国における投資促進政策の状況」36頁より一部引用）

税額控除の直接支払い

IRA主要税制表に記載の「直接支払」との欄については、税額控除の直接支払いの制度（プロジェクトの初期段階でキャッシュインがない最初の5年間に、仮に納税額がなくとも、税額控除額分を「直接支払（Direct Payment）」として受取可能とする制度）を意味し、下記のとおり概要がまとめられている。下記で示されているとおり、先端製造業生産（太陽光発電、風力発電、インバーター、バッテリー、重要鉱物）、クリーン水素生産、炭素隔離生産については、この直接支払いの制度を利用することが可能とされた。

直接支払いの対象となる12税制（うち3税制は課税主体も使用可）

		税額控除	種類	IRC条文	適用対象	適用条件
投資	発電	再エネ事業投資	投資	48	△	—
		クリーン電力投資	投資	48E	△	—
	製造	先端エネルギープロジェクト	投資	48C	△	—
	他	代替燃料自動車の燃料供給設備	投資	30C	△	一定部分まで
生産比例	発電	再エネ電力生産	生産比例	45	△	2022/12/31以降に稼働した設備
		クリーン電力生産	生産比例	45Y	△	—
		ゼロエミッション原子力発電	生産比例	45U	△	—
	製造	先端製造業生産(太陽光発電・風力発電・インバーター・バッテリー・重要鉱物)	生産比例	45X	○	—
	燃料	クリーン燃料生産	生産比例	45Z	△	—
		クリーン水素生産	生産比例	45V	○	2012/12/31以降に稼働した設備
	他	炭素隔離生産	生産比例	45Q	○	2022/12/31以降に稼働した設備
購入支援	商用車税額控除	購入支援	45W	△	—	

※適用対象が△となっている者については対象が以下に限られる

非課税主体 / 州またはその下部組織 / テネシー溪谷公社 / インディアン部族政府 / アラスカ先住民公社 / 農村地域に電気供給する協同組合

37

(出典：経済産業省企業行動課「諸外国における投資促進政策の状況」37頁より一部引用)

「1つの大きく美しい法案」の概要

前述のとおり、2025年7月4日の米国独立記念日に、トランプ大統領の署名をもって、「One Big Beautiful Bill Act (OBBBA)」(「1つの大きく美しい法案」)が正式に成立した。トランプ大統領が2017年12月に成立させた減税・雇用法による減税((i)法人税については、税率を35%から21%に引き下げ、(ii)所得税については、最高税率を39.6%から37%とし、(iii)相続税及び贈与税については基礎控除をほぼ倍増させた。)について2025年末までの期限をなくし恒久化すること、飲食店の従業員などが受け取るチップや残業代への課税を一定期間免除すること、国境警備の資金を増額することや低所得者向けの医療保険制度の厳格化などが盛り込まれた。

この法案には、インフレ削減法における気候変動対策に係る特定の税額控除及びその他の税制優遇措置の縮小やその他の変更も含まれており、エネルギー分野に係るプロジェクトに適用されるOBBBAに関連する主な税制優遇措置の変更に係る概要については、下記のとおりである。

投資税額控除		IRC	主な対象	従前の IRA 規制	OBBBA に基づく改正
発電	クリーン電力	48E	太陽光・風力発電施設、エネルギー貯蔵技術、燃料電池	以下のいずれか遅い方の翌年以降に建設を開始する施設に対する税額控除を段階的に削減する：(i) 2033年、又は(ii) 米国排出削減目標達成年の翌年。	太陽光・風力発電施設は、OBBBA 成立後 1 年以内（2026 年 7 月 4 日まで）に着工を開始しなければならず、税額控除は 2027 年末までに運転を開始する施設に適用される。
	生産比例税額控除	IRC	主な対象	従前の IRA 規制	OBBBA に基づく改正
発電	クリーン電力	45Y	太陽光発電、風力発電、地熱発電、原子力発電	以下のいずれか遅い方の翌年以降に建設を開始する施設に対する税額控除を段階的に削減する：(i) 2033年、又は(ii) 米国排出削減目標達成年の翌年。	2034 年以降に建設されるクリーン発電施設に対する税額控除を段階的に削減する。 太陽光・風力発電施設は、OBBBA 成立後 1 年以内（2026 年 7 月 4 日まで）に着工し、又は、2027 年末までに稼働を開始しなければ税額控除の対象とならない。 特定の先進型原子力発電施設については、原子力関連雇用を大幅に促進する地域（原子力エネルギーコミュニティ）に立地する場合、新たに 10% のボーナス税額控除が適用される。
	先進的製造	45X	太陽光パネル、風力タービン、電池部品、半導体、インバーター、重要鉱物	2032 年までに生産・販売された資産に適用され、2030 年以降は控除額が段階的に減少する。	風力発電関連部品は、2027 年末までに生産・販売された資産に対して税額控除の対象となる。 太陽光パネル部品及び電池部品については、IRA が引き続き適用される。
製造業					

					重要鉱物については、2030 年末までは控除は段階的に減額されないが、2031 年から段階的に減額され、2033 年末に終了する。 原料炭が重要鉱物リストに追加され、税額控除は 2029 年末まで適用される。
燃料	クリーン燃料	45Z	バイオ燃料、持続可能な航空燃料（SAF）、再生可能ディーゼル	2027 年末までの生産・販売に適用。	生産・販売に対する税額控除は 2029 年末まで適用される。 2026 年以降は、米国、カナダ、メキシコで生産されていない原材料の使用に制限が導入される。
	クリーン水素	45V	クリーン水素	2032 年末までに建設が開始された施設による生産に適用。	2027 年末までに建設が開始された施設による生産に対して税額控除が適用される。 禁止外国事業者等に関する制限なし。
その他	炭素隔離（回収比例）	45Q	炭素回収・貯留設備	2032 年末までに建設が開始された施設に適用。	2032 年末までに建設を開始するプロジェクトに対して税額控除が適用される。 従来低かった EOR（原油増進回収）の控除率は、CCS（炭素回収・貯留）と同水準に引き上げられる。

上記の表に記載された事項に加え、米国のエネルギーセクターに関連してOBBBAが導入するIRAのその他の注目すべき変更点の概要を以下に記載する。

- 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、CCUS、クリーン水素電解装置、アンモニアの製造装置や重要鉱物などの生産設備の新設・改修を対象とする先端エネルギープロジェクトの製造に関する税額控除（IRC 48C）に関し、控除額の割り当て後2年間を過ぎても事業が開始されない場合、税額控除枠は取り消しとなることになった。
- 電気自動車（EV）用インフラや水素燃料補給施設の設置費用として認められていた税額控除（IRC 30C）の適用期限が2032年12月31日から2025年6月30日に前倒しになった。
- 現在、Sustainable Aviation Fuel（「持続可能な航空燃料」、SAF）に適用されている「特別税率」（すなわち1ガロンあたり最大1.75ドル）は廃止され、SAFを含む全ての対象燃料について税額控除の上限を1ガロンあたり1ドルに設定する。この変更により、2025年12月31日以降に生産されるSAFに対して適用されるIRC 45Z税額控除は制限されることになる⁴。
- 「禁止外国事業体」（Prohibited Foreign Entities）（すなわち、「指定外国事業体」又は「外国の影響を受けた事業体」（7701(a)(51)で定義））及び「禁止外国事業体」と重大な関係がある事業についてのエネルギープロジェクトに係る税額控除の請求が制限される。再生可能燃料プロジェクトが禁止外国事業体によって所有されている場合、IRC 45Zに係る税額控除は認められない。また、プロジェクトが禁止外国事業体から「重要な支援」を受けた場合、IRC 45Zに係る税額控除は認められない。さらに、禁止外国事業体が所有権を持つ、又は設置に関与したバッテリー製造への税額控除は制限される。
- これまでの税額控除の譲渡可能性に関する規定を維持するものの、対象となる税額控除の一部を特定の外国事業体に譲渡することを禁止している。

OBBBAに関する詳細に関しては、弊所の直近のClient Alertである「One Big Beautiful Bill Act」（2025年7月31日付）（<https://www.kslaw.com/news-and-insights/one-big-beautiful-bill-act>）をご参照いただきたい。

ABOUT KING & SPALDING

Celebrating more than 140 years of service, King & Spalding is an international law firm that represents a broad array of clients, including half of the Fortune Global 100, with 1,300 lawyers in 26 offices in the United States, Europe, the Middle East and Asia. The firm has handled matters in over 160 countries on six continents and is consistently recognized for the results it obtains, uncompromising commitment to quality, and dedication to understanding the business and culture of its clients.

This alert provides a general summary of recent legal developments. It is not intended to be and should not be relied upon as legal advice. In some jurisdictions, this may be considered “Attorney Advertising.”

View our [Privacy Notice](#).

⁴ 詳細については、弊所のClient Alert（「United States Congress and EPA Target Domestic Renewable Fuel Growth with RFS Set 2 Rule and Revised Section 45Z Tax Credit」（2025年7月10日付）（<https://www.kslaw.com/news-and-insights/united-states-congress-and-epa-target-domestic-renewable-fuel-growth-with-rfs-set-2-rule-and-revised-section-45z-tax-credit>））をご参照。